## 議案第36号

## 幕別町保育料条例の一部を改正する条例

幕別町保育料条例(平成27年条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1備考以外の表第3階層の項中「13,600円」を「11,900円」に改める。 別表第1備考4の表第3階層の項中「6,300円」を「2,000円」に改める。 別表第1備考6中「関わらず」を「かかわらず」に改め、「、4に掲げる世帯」 の次に「又は第2階層の世帯」を加え、備考6の表を次のように改める。

第1欄	第2欄
ア 最年長の特定被監護者等から順に 2人目となる支給認定子ども(4に掲 げる世帯又は第2階層の世帯に属す る支給認定子どもを除く。)	保育料金表に定める額×0.5
イ 最年長の特定被監護者等から順に 3人目以降となる支給認定子ども	οΉ

(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 別表第2備考5第3号の表中

Γ

第3-1階層	3,000円	2,750円	4,000円	3,750円
第3-2階層	5,250円	5,000円	6,300円	6,050円
第4-1階層	8,600円	8,350円	9,550円	9, 300円
第4-2階層	9,750円	9,500円	10,800円	10,550円

」を

Γ

第3-1階層	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
第3-2階層	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
第4-1階層	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
第4-2階層	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円

」に改

める。

別表第2備考7中「関わらず」を「かかわらず」に改め、「、5に掲げる世帯」 の次に「又は第2階層の世帯」を加え、備考7の表を次のように改める。

第1欄 第2欄
---------

ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目 となる支給認定子ども(上記5に掲げる世帯 又は第2階層の世帯に属する支給認定子ど もを除く。)	保育料金表に定める額×0.5
イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目 以降となる支給認定子ども	0円

- (注)算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 別表第2備考に次のように加える。
- 8 所得割課税額が169,000円未満の世帯であって、支給認定子どもの保護者と生計を一にする特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令に定める特定被監護者等をいう。)が2人以上いる場合における最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる3歳未満の支給認定子どもの保育料は6及び7にかかわらず0円とする。

## 附則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。